

第20回

高知県・高知市病院組合議会臨時会会議録

平成15年6月6日開会

平成15年6月6日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第20回高知県・高知市病院組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月6日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
議事日程	3
諸般の報告	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
元木議員	6
議席の決定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
今西議員	8
管理者のあいさつ	8
高橋管理者	8
執行機関の幹部の紹介	9
議案の上程	10
高橋管理者	10
採決	11
池脇議員	11
報告事項	11
質疑	16
閉会のあいさつ	32
高橋管理者	32

卷末掲載文書

議席（案）	33
議案の提出について	34
議決一覧表	35

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第5号

第20回高知県・高知市病院組合議会臨時会を、平成15年6月6日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

平成15年5月30日

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一

- (1) 高知県・高知市病院組合議会の組織に関する事
- (2) 高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案



議 員 席 次

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千 鶴 子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光 二 郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

第20回高知県・高知市病院組合議会臨時会会議録

平成15年6月6日（金曜日） 会議第1日

出席議員

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千鶴子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光二郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
14番	牧 義 信 君	15番	水 口 晴 雄 君
16番	元 木 益 樹 君		

欠席議員

13番 樋 口 秀 洋 君

説明のため出席した者

管 理 者	高 橋 淳 一 君
副 管 理 者	山 下 司 君
兼 事 務 局 長	
出 納 長	植 田 紹 春 君
監 査 委 員	佐々木 義 明 君
理事（院長予定者）	瀬戸山 元 一 君
事 務 局 次 長	吉 岡 和 夫 君
事 務 局 次 長	
兼 局 設 置 準 備 室 長	沖 一 君
参 事（看護担当）	林 吉 子 君
事務局企画調整課長	長 瀬 順 一 君
事務局移行業務課長	福 留 勝 丸 君
事務局整備推進室長	長 崎 昌 三 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 長 瀬 順 一 君
書 記 榎 谷 誠 人 君
書 記 谷 内 康 洋 君

議 事 日 程（第 1 号の 1）

平成15年 6 月 6 日（金曜日） 午前10時開議

第 1 議長の選挙

議 事 日 程（第 1 号の 2）

第 1 議席の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5

議第 1 号 高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案

午前10時03分開会 開議

○事務局長（長瀬順一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから会議を始めたいと思います。

私、事務局の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、高知県・高知市病院組合規約第 5 条の規定に基づきまして、関係団体の議会におきまして組合議会議員選挙が行われた後の最初の議会でございます。議長が選挙されますまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を

行うこととなっております。出席議員中、元木益樹議員が年長者でありますので、御紹介を申し上げます。

(年長議員元木益樹君議長席に着席)



○臨時議長（元木益樹君） 皆さんおはようございます。

ただいま紹介をされました元木益樹であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞ御協力のほどお願いいたします。

ただいまから平成15年6月高知県・高知市病院組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○臨時議長（元木益樹君） 御報告いたします。

樋口議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届け出がありました。



仮議席の指定

○臨時議長（元木益樹君） この際、議事運営上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。



議長の選挙

○臨時議長（元木益樹君） これより日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。

議事の都合上、ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、別室にお移りください。

午前10時05分 休憩

午前10時25分 再開

○臨時議長（元木益樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は指名推選によることに決しました。

指名の方法はいかがいたしましょうか。

○12番（西森潮三君） お構いなかったら、私の方から指名をさしていただきたいと思いますが。

○臨時議長（元木益樹君） 指名の方法につきましては、ただいま西森議員から動議の提出がありましたが、この動議を議題とするには、会議規則第16条の規定により、2人以上の賛成者を必要といたします。

よって、本動議を議題とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○臨時議長（元木益樹君） 賛成者全員でございます。

2人以上の賛成者がありますので、本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり、西森議員を指名者に決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、西森議員において指名推選をすることに決定いたしました。

西森議員に指名を求めます。

○12番（西森潮三君） この高知県・高知市病院組合議会の第3代目になりますが、議長に元木益樹議員を指名したいと思っております。何とぞ御賛同よろしくお願いいたします。

（「4代目やね」と言う者あり）

4代目ですね、もとい。

○臨時議長（元木益樹君） お諮りいたします。ただいま指名されました元木益樹、不肖私でございますが、議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、不肖元木益樹が高知県・高知市病院組合議会議長に当選をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

(「これは」「就任のあいさつ、引き続いてやったらええやんか」と言う者あり)
あつ、就任あいさつを、はい。失礼をいたしました。

(「正場に戻さなあかん」「正場に復しまして」と言う者あり)

それでは、休憩宣言をいたしましたけれども、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

○臨時議長(元木益樹君) ただいま議長就任のごあいさつということでございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様からの御推挙によりまして、臨時議長から本議長に昇格させていただきました。心から感謝を申し上げますとともに、今後の議事運営についてよろしく御指導、御協力を賜りたいと存じます。

さて、御承知のとおり、高知医療センターを平成17年3月に向けて、現地ではもう鉄骨も形態が整ってきたようであります。

来年度からは、県立中央病院、そして市民病院の経営一体化が行われていく運びとなっております。この議会の重要課題であります。また前期議会で非常に重要な課題となっておりますのは、高知医療ピーエフアイ株式会社の県経済に対する貢献度。このことにつきましてこれから十分な議会の監視、チェックが行わなければならない、このように考えます。当然、モニタリングの充実を図りながら、高知医療センターが地域医療の支援病院として万全の体制を整える、そういう重要な議会の機能を果たさなければならないということを感じるところでございます。どうか議員の皆様方には一層御研さんの上、県民の負託にこたえ得る病院として医療面も、そして経営面も充実した体制を整えますよう格段の御指導、御協力を賜りたいと思います。

以上をもちまして十分ではございませんが、議長就任のごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。(拍手)



議席の決定

○議長(元木益樹君) 日程第1、議席の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(元木益樹君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

(議席(案) 巻末33ページに掲載)



会議録署名議員の指名

○議長（元木益樹君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて、

4番 岡村康良 議員

8番 下本文雄 議員

12番 西森潮三 議員

をお願いいたします。



会期の決定

○議長（元木益樹君） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決しました。



副議長の選挙

○議長（元木益樹君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は議長の指名推選によることに決しました。

今西清議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました今西清議員を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、今西清議員が高知県・高知市病院組合議会副議長に当選されました。

今西清議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

今西清議員のごあいさつがあります。

(今西清君副議長席に着席)

○3番(今西 清君) おはようございます。

ただいまは議員皆様方の温かい御推挙によりまして、副議長に就任させていただきました。心からお礼を申し上げます。

ずっと病院組合議会に携わってまいりまして、私ごとでまことに恐縮でございますけども、病気を抱えておりまして治療の傍らこういうことで、まことに常日ごろ皆さん方に御迷惑をおかけしておりますが、皆さん方の本当に温かい御推挙で受ける決心に至りました。

先ほども議長から申されましたとおり、17年の開院を目指して、これからが正念場だと私は思っております。だから、そういった意味で高知県の中核の病院となる高度医療病院を目指して、やっぱり議会としての役割も大変な重大なものがあるかと思っておりますので、できることなら元木議長とともに公正で円滑な議会運営に努めまして、県民、市民の皆様方の期待と信頼にこたえてまいりたいと、浅学非才でまことに恐縮でございますけども、そういうふうな決意をいたしております。どうか皆様方の、議員の皆様方の、そしてまた執行部、県民、市民の皆様方の格段の御支援と御協力のほどをお願い申し上げまして、簡単でございますけど、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

○議長(元木益樹君) 以上で副議長選挙を終わりました。



管理者のあいさつ

○議長(元木益樹君) ここで管理者のごあいさつがあります。

○管理者(高橋淳一君) 本日、病院組合議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用の中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、このたび皆様方の組合議会議員への御就任に心からお喜びを申し上げます。

これまで培われてまいりました豊かな経験と卓抜した英知を十分に発揮いただきまして、県民、市民のためによりよい統合新病院、高知医療センターの開設に向けて御活躍されますことを心から願っております。

我々も皆様の御協力と御指導をいただきながら、これまでも増して高知医療センターの整備と移行準備に取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、ただいま新しく議長に就任されました元木益樹議員、副議長に就任されました今西清議員におかれましては、心からお喜びを申し上げますとともに、格段の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これまでの高知医療センターの整備に向けた取り組みにつきましては、両病院の老朽化、

狭隘化、その他経営状況、本県を取り巻く医療環境等からそれぞれ整備をするよりも、統合して地域の医療の中核となり、高度な医療を提供できる病院をつくろうということで、平成6年の統合検討委員会の設置以来、検討を積み重ねてきたものでございます。

そして、当病院組合はその整備主体といたしまして、平成10年に高知県及び高知市が構成団体となって設立された一部事務組合でございます。

この高知医療センターの整備でございますが、効率的で安定した病院経営を目指すため、PFI方式や統合情報システムを導入しつつ、その整備を進めておりますが、昨年12月には高知医療ピーエフアイ株式会社とPFI事業契約を締結いたしまして、平成17年3月の開院に向けて、現在病院本館施設の工事を行っております。5月末現在の進捗率は12.1%でございます、計画どおりの進捗状況となっております。

また、医療の面におきましては、平成14年度から両病院において統一カルテを使用するとともに、本年4月から県立中央病院に総合診療科、また高知市立市民病院には救急科をそれぞれ新たに設置しまして、現在の両病院からの円滑な移行に向けた取り組みを進めておるところでございます。平成17年3月の開院まで2年を切りまして、まさに検討の大詰め、仕上げの段階を迎えておるわけでございます、当面の課題等につきましては後ほど改めて御報告を申し上げますが、県民、市民の期待に沿えるよう職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては格別の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、臨時会の開会に当たりましてのごあいさつといたします。



執行機関の幹部の紹介

○議長（元木益樹君） この際、執行機関の職員のごあいさつをお願いいたします。

○管理者（高橋淳一君） お手元に参考の資料として病院組合の体制というペーパーをお配りしてございます。その2枚目に幹部職員の名簿がついておりますので、その順で自己紹介をさせていただきます。

それでは、私から、管理者の高橋淳一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（元木益樹君） 高橋管理者、どうぞ。

（「今言った」と言う者あり）

いやいや、今、指名してなかったから。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） 副管理者で事務局長を兼務いたしております山下司でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（元木益樹君） 出納長。

○出納長（植田紹春君） 出納長の植田紹春でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（元木益樹君） 瀬戸山理事。
- 理事（瀬戸山元一君） 新病院の院長予定者、理事であります瀬戸山でございます。よろしくお願ひします。
- 議長（元木益樹君） 事務局次長。
- 事務局次長（吉岡和夫君） 事務局次長の吉岡和夫でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 議長（元木益樹君） 事務局次長。
- 事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） 事務局次長の沖一でございます。同時に、局設置準備室の担当もいたしております。よろしくお願ひいたします。
- 議長（元木益樹君） 参事。
- 参事（林 吉子君） 看護を担当いたしております参事の林でございます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（元木益樹君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（長瀬順一君） 企画調整課長の長瀬順一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（元木益樹君） 移行業務課長。
- 移行業務課長（福留勝丸君） 移行業務課長の福留勝丸でございます。どうかよろしくお願ひします。
- 議長（元木益樹君） 整備推進室長。
- 整備推進室長（長崎昌三君） 整備推進室長の長崎と申します。よろしくお願ひします。



議案の上程

- 議長（元木益樹君） 御報告いたします。
- 管理者から議案が提出されましたので、ただいまからお配りをいたします。
- （提出書 巻末34ページに掲載）
- 議長（元木益樹君） 議案第1号高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案を議題といたします。
- 池脇純一議員には、地方自治法第117条の規定により、退場を求めます。
- （2番 池脇純一君 退場）
- 議長（元木益樹君） ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。
- 管理者。
- 管理者（高橋淳一君） 高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案でございます。

病院組合規約第10条第2項の規定によりまして、組合の議会の同意を得て組合議員から選任する監査委員として池脇純一議員を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（元木益樹君） お諮りいたします。本議案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。



採 決

○議長（元木益樹君） これより議案第1号高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案を採決いたします。

池脇純一議員を高知県・高知市病院組合監査委員に選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、池脇純一議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

池脇純一議員の入場を求めます。

（2番 池脇純一君 入場）

○議長（元木益樹君） ただいま選任についての同意議案が可決されました池脇純一議員より、その場でごあいさつをいただきたいと思えます。

○2番（池脇純一君） どうも監査委員に選任をされることになりました池脇純一でございます。皆様方の御協力を賜りながら公正、中立な監査に当たってまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（元木益樹君） ありがとうございました。



報告事項

○議長（元木益樹君） 管理者より平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算の繰り越し及び高知医療センターの開院に向けた取り組みについて、報告したい旨の申し出がっておりますので、受けることといたします。

○管理者（高橋淳一君） それでは、報告事項について御説明申し上げます。

資料1というのがございますが、資料1「平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算繰越使用報告」でございます。

これは地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、予算を繰り越して使用する場合には議会に報告しなければならないということになっておりますので、御報告をさせていただきます。

内容といたしましては、2枚目でございますが、情報システム整備事業費に関するものでございまして、これは情報システムの設計を委託するものでございましたが、PFIプロポーザル審査委員会のいろんな御指摘とか、統合情報システム評価委員会の御提言などを受けまして、PFI事業契約と切り離して契約をしますとともに、複数の事業者への受託の意思の確認でありますとか、受託事業者との価格交渉などを行っております、こうしたことに時間を要したために、6,397万円余の全額を繰り越したものでございます。

次の資料2以下につきましては、副管理者から説明をいたします。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） お手元に資料2、また資料3、資料4と3件のあと報告がございます。

一括して御説明をさしていただいでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（元木益樹君） どうぞ。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） それではまず、資料2、平成16年4月県・市両病院運営方式について御説明をさせていただきます。

まず、「高知医療センター整備運営協議会」というふうに書いてございますけれども、平成17年3月1日の新しい高知医療センター開院に向けまして、県・市両病院からの円滑な移行を図るということで、関連いたしますさまざまな課題を県、市また病院組合の三者間で検討、協議すべく、この協議会を設置をいたしたところでございます。そして、これまでここに書いてございますように、4月8日、23日、また5月8日と3回、この協議会を開催をいたしてまいりました。

こうした中で、特に基本となります平成16年4月から開院までの平成17年2月までの間の両病院運営方式、これについてまず協議をいたしました。

医療センター開院前に、病院組合は県・市両病院運営へどうかかわっていくということを中心に協議したわけがございますけれども、その中で両病院、(1)のところがございますけれども、県立中央病院、市民病院、それぞれ県・市から病院組合に移管をします。そして、両病院は県・市それぞれで廃止をいたしまして、両病院の施設、設備を活用いたしまして、平成16年4月1日から新たに病院組合立の病院として開設、運営していこうというふうに考えたところでございます。

また、その際、両病院の職員の身分でございますけれども、開院11カ月前——16年4月1日——この時点でいきなりドラスチックにこの身分を変えてしまうというのはなかなかいかなものかというようなところで、経過措置を採用することといたしました。

17年3月1日——新病院の開院時には、県・市から割愛採用をしようという今まで示してまいりました方針、このもとで平成16年4月から平成17年2月末までの間は、県、市から病院組合に職員を派遣していただくというふうに考えたところでございます。この旨、知事、市長、県、市の方にも御報告を申し上げまして、この方針のもとでより一層両病院の一体運営に向けて具体的な取り組みをしてまいりたいというふうに考えたところございます。

資料の2につきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料3でございます。

「平成15年度高知県・高知市病院組合職員採用試験の案内」という資料がお手元にあります。

これまで6局体制で新病院を運営していこうということを申し上げてまいったわけですが、その6局体制、それぞれ具体の検討を進めておるわけですが、そうした中で、この1ページの一番下のところに書いてございますけれども、薬剤、栄養、看護、この3部門のリーダー、もしくはそれに準ずる職員の方、これを採用していきたいというふうに考えたところでございます。

そして、この採用につきましては、今週6月2日月曜日から今月末の6月30日までを受け付け期間として設けておりまして、1次を7月上旬、また2次として面接試験、適性検査を7月13日に実施をし、そして採用をしていきたいというふうに考えたところでございます。

それで、ページめくっていただきまして、2ページでございますけれども、こうした重要な職務を担う方を採用するわけでございますので、受験することができる要件という中で、特に職種区分を3つ書いてございます。それぞれ共通でございますけれども、それぞれの資格を有することということにあわせまして、経験年数が20年以上と。また、300床以上の病院の管理職等々を経験されておる方で、そういう関連的な仕事を10年以上経験あると。さらには、関係の団体等々の役職経験、これを1年以上有する方、こういう方を求めていきたいということで募集を開始をいたしておるところでございます。

以下、募集に必要な要件等々につきまして、ずっと列記をしておるところでございますけれども、以下のところにつきましては省略をさせていただきます。

そして、報告事項の最後でございますけれども、資料4「協力企業の選定状況等の報告について」でございます。

先ほど議長の方からも、地元経済への貢献、これも重要課題だというふうにお話があったわけですが、我々病院組合としてもこのことについて非常に重要視して取り組みを進めてまいっておりますし、今後ともこのことについてはしっかりやっていかなければならないというふうに決意をいたしておるところでございますけれども、そうした中で、平成15年3月末時点におけます状況というのが、高知医療ピーエフアイ株式

会社の方から病院組合に対して提出をされておりますので、この内容について御説明をさせていただきます。

まず1点目、本館施設の整備状況の中の協力企業の選定状況でございますけれども、この高知医療ピーエフアイ株式会社から直近で発注した相手方がJVを組んでおります。12社でJVが構成されておるわけでございますけれども、この12社の内訳は、ここに書いてございますが、竹中工務店と大成建設、新日本製鐵、不動建設、この4社がピーエフアイ株式会社の出資者でございます、また県外企業という位置づけになっております。そして、そのほかの8社につきましては県内企業ということで、この12企業でJVが構成をされております。

そして、このJVからさらに発注したのが②の受託企業及び地元企業の採用状況というところでございまして、現在68社が参入をいたしてございまして、そのうち県内に本社がある企業が20社、また県内に営業所等を有しておる企業が14社ということで、合わせまして34社でございます。また、県外企業が残る34社ということで、県外企業は半分の50%という状況になっております。

またさらに、この受託企業から2次の受託企業へ発注がなされておるわけでございますけれども、総数がここは63社でございます、そのうち92.1%の58社が県内企業という状況になっております。

そして、次のページでございますけれども、この本館施設の整備に携わっております地元作業員の雇用状況でございますけれども、延べ作業員数が4,385人でございます、そのうち88%、3,871人が地元の作業員という状況になっております。

また、以下御説明申し上げます内容を含めまして、昨日——6月5日でございますけれども、これらの状況等々について高知医療ピーエフアイ株式会社の方でホームページを開設いたしまして、これらのことを更新をいたしながら順次掲載をしていくという状況になっております。

また、あわせまして、これまでと同様、電話等でのお問い合わせにも対応できるという状況になっております。

そして、職員宿舎等その他施設整備業務でございますけれども、医師、看護師等の宿舎整備を中心といたしますその他施設、これにつきましては本館施設と同様に、まずJVを組んで対応していくという考えのようございまして、基本的に本館施設と同様の状況を考えておるといふふうにお聞きをしておるところでございます。

また、受託企業、地元作業員の雇用につきましても、病院本館施設と同様の基本的な参入、これを求めていくということをお聞きをいたしてございます。

さらに、次のページ、3ページでございますけれども、今後この施設の維持管理、また運營業務、これの企業選定、地元職員の採用が予定をされておるところでございます、この選定基準でございますけれども、維持管理等運営につきましては、特に業務水準書、

この水準を満たしていただけるというようなことを中心に企業を選定していくという基本的な考え方、このもとで書類選考、プレゼン等を通じまして企業を選定していくという考え方。

またさらに、受託企業、この採用計画につきましても、今申しあげましたような基本的な考え方のもとで、さらに協力企業の方から地元経済への貢献といったようなことも十分理解させた上で、採用をさしていくという考え方。

なお、政令 8 業務というのがあるわけでございますけれども、この政令 8 業務につきましては、医療法によりまして再委託ができないということになっておりますので、政令 8 業務につきましては、受託企業の採用というのは基本的にはないという状況にはなっております。

以下、3 ページから業務ごとにずっとそれらの協力企業の選定期間、さらに受託企業の採用、このことについて個々に書いておるわけでございますけれども、ずうっとめくっていただきまして、7 ページ、ここには地元職員の採用ということで取りまとめをいたしておりますけれども、一番下のところでございますけれども、今後、ここに列記しております業務、トータルで職員を 304 名採用していく計画のようでございます、うち 244 名につきましては地元から採用したいというお考えのようでございます、数字自体は若干振れる要素でございますけれども、こうした地元職員の雇用につきましても配慮をしていただいておりますという状況でございます。

さらにページめくっていただきますと、別添といたしまして、「協力企業・受託企業の選定について」というふうにまとめた広い紙がございます。ここで一番左のところに業務区分があり、またそのすぐ隣の欄に協力企業の選定というところがあるわけでございますけれども、病院本館施設の維持管理、これにつきましては、出資企業でありますメディポートシステム、ここを 6 月 10 日までに選定する予定だと。

またさらに、このメディポートシステムに加えまして、8 月末までに幾つかの協力企業を選定するという予定。

また、検体検査につきましても、同様に三菱化学ビーシーエル、これを 6 月 10 日までに選定する予定。

そして、滅菌消毒業務以下、政令 8 業務でいいますと清掃業務、ここまですにつきましては 8 月末までに選定をしていくという予定のようでございます。

また、その他医療関連業務につきましては、医療事務につきまして日本医療事務センター、ここを 6 月 10 日までに選定予定だということで、そして物品管理以下、一般管理支援業務までは 8 月末までに選定をしていくと。

さらに、食堂、売店等々の一般サービス施設につきましては、現在のところ、選定基準、選定方法、選定期間、検討中のようでございます。

そして、次の右側には、先ほど申しあげました地元職員の採用予定数、さらにそれぞれ

選考時期、募集方法、選考方法等について列記をいたしておりますけれども、基本的には来年の7月から11月にかけて、これらの方々を採用していくという計画のようでございます。方法といたしましては、ハローワークとか新聞、マスコミ等々へ掲載をして募集をしていくという考えのようでございます。

さらに、この中で幾つかの業種につきましては、資格、経験等を求めるものもあるという状況でございます。

そしてさらに、受託企業につきましても、一番右のところからこれからの予定を列記しておるわけでございますけれども、ただこの中で一番左の欄の業務区分だけではなかなかわかりにくい点もあるということで、次のページから3枚物で例を載せてございますけれども、維持管理業務の建築設備保守管理で申し上げますと、10ページのところに、さらにこういう細かい業務があるという状況、そしてその次のページの環境衛生管理業務で見ましても、こういうふうに細かい業務が内容的にあると。

さらに、医療関連等々の業務につきまして、また先ほど政令8業務につきましては再委託できないという旨申し上げましたけれども、そんな中でも文具の調達とか家具調達、印刷、製本、以下ずっと列記してありますこういう業務につきましては、それぞれ先ほど申し上げました業務の中にあるということで、このあたり地元で、特に参入ということを念頭に置きながらこういうことも公表して、それぞれ手を挙げていただいて参画していただくということで、これらもホームページに掲載をいたしまして、地元の企業の方々が幅広く参入していただけるように、ということで、このペーパー取りまとめたものでございます。

以上、御報告申し上げます。



質 疑

○議長（元木益樹君） ただいまの報告に関連いたしまして、質疑、意見交換などを行いたいと思います。

質疑、御意見はございませんか。

○14番（牧 義信君） まず1つは、繰越予算の分ですが、繰り越したその後の状況についての報告の陳述をいただきたいんですけど、どうでしょうか。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） この情報システムの整備事業費のその後の状況ですけれども、現在、これは両病院に1つはハード系の機器設置の準備、これにつきましては情報システムのトレーニング等々ありますので、そういうことでソフト、ハード含めた設置を想定して、今準備を進めておるところであります。

それからさらに、現在までにこの情報系の業務、特に医療系の業務につきまして、医師

を中心にした診療の業務がどのような流れがあるかということで、そういうものについても種々検討いたして、プログラムの設計準備をいたしております。現在、そういうような状況で、この事業費につきましての、当初の計画はおおよそ11月の末から12月にかけて、開発費等々が拠出されるというような形で執行計画を考えております。

○14番（牧 義信君） 特に、その複数の意思確認で時間がかかったっていう話されてきましたが、そこらあたりは。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） この意思確認等々と申し上げますのは、1つはプロポーザル審査の段階で基本的に1企業が参加したということのみであって、そこに競争の原理が働いてない。さらに、その状況の中で一般的にこういうような情報系はかなり開発企業側で任意に価格設定されるという傾向が、これは国内一般的に見受けられる。こういうことについても費用の調達、こういうことに関しても極力安価でいいシステムができるような形での取り組みが必要ではないかということ指摘を受けたところであります。

さらに、このシステムの評価委員会の方からも同じような内容に加えまして、今後これらのシステムを長きにわたって運営するということであっても、技術的な進歩、あるいは医療そのものの業務の発展、こういうものに関してやはり長期——20年、30年という長期にわたって、1企業だけでその契約を結ぶということはいかがなものかと、こういうものについてもやはり病院組合として、あるいは医療センターとしてシステムに関する運営の監査ができる、そういう組織をつくり、なおかつ費用についても、やはり競争の原理が働いて価格設定がなされるようなところで十分な調査を行い、そういう形の中で再度これらの開発に関して手を挙げる企業、参入する企業がないかどうか確認し、あればマルチベンダー、いわゆる複数企業が同時に参入して開発を行うというような環境もひとつ確認をなさいます。このようなことを申し受けたものでありまして、こういうことも十分考慮に入れて、その後、調整等々をかけた関係で時間を費やしたということでもあります。

○14番（牧 義信君） で、どうだったのかって聞きたい。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） 各それぞれの指摘につきましては、まず1つは、プロポーザルあるいは評価委員会等々で当時手を挙げておりましたそれぞれ複数の企業にこういうような内容で開発の業務を委託したい、については、それについて参加する意図があるかどうかということで確認をいたしました。そこで、最終的には1社のみで、ほかはすべて参加はしませんという回答をいただいております。

さらに、価格につきましても、そういう競争の原理の働いたと思われる、そういうところの価格調査等々も行いまして、基本的におおよそ妥当であろうというような価格交渉等も終了したというように認識しております。

○14番（牧 義信君） 結局、指摘をされた問題について言えば、複数企業の、今言われたマルチベンダーの可能性っていうのはないということになったわけですね。で、後々、

長期にわたって情報系の技術その他が時間がかれば陳腐化するということも随分言われてきたけど、これ大事な指摘だったんだけど、今後運営上において、例えばもう出発点からその複数の企業も参加をしてないような状況の中で、途中で例えば入れかえるとかという可能性っていうのは考えられるんですか。實際上、その道はもう断たれてしまったというふうに見る方が妥当なんじゃないですか。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） まずこの開発につきましては富士通1社というような形で、単独企業で開発運営を行っていくということではなくて、極力地元の開発能力のある企業も評価して参加できるような形をつくり上げようということで合意をいたしております。

さらに、このシステムにつきましては、およそ5年ごとに見直しを兼ねて、その中で一定評価をして、問題があれば、システムを開発した企業そのものも変える、そういうような背景も考えております。

そのときに、牧議員おっしゃったところのもう決まってしまった、一企業が決めれば、後はもうその企業だけの付き合いになるんじゃないかという御指摘ではありますけども、この部分につきましては、実は基本的に診療データをどのように持つかというところのデータベースの質が問題なんであって、このデータベースの質、このものをまず仕様にうたって、そこで参加できる企業ということになれば、ソフトウェア、このデータベースを使うシステムのソフトウェアの参加企業というのは十分に考えられるというように考えております。といいますのは、1つは開発言語の、あるいは一般的なソフトのベースになるような、例えばマスター類、あるいはドキュメント系、こういうようなものにつきましては、すべて日本の大体共通の標準化されたものを採用する。それから、マスター類につきましては、これは富士通あるいは一企業が独占してパテントを持っているような形のものじゃなくって、公開されてるマスター、あるいは独自に作成したマスター、こういうようなもので運営を想定しておりますので、もしさらに優秀な企業があると、そこと連携して現在の開発企業と追加参加する企業でマルチベンターを組む、あるいはそういうことができないにしても、優秀な企業と入れかわるという可能性は十分に考えられるというように考えております。

○14番（牧 義信君） さっきも言われた富士通との合意の中で地元の企業も参加をするということを認めたという話やけど、実際に地元の企業の側の今後の意向が出てくるとい、さっき言われたように、というようなことも含めて可能性は本当にあるのかどうか。期待感じゃなくて、なかなか難しいという不安がやっぱり残るんですがね。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） それにつきましては、実はこれは債務負担行為の中でも計算をしたことでありますけども、やはり我々としても常に地元企業でそのような能力のある企業を参加していただかないと、1つは運営がそううまく進むということができない。というのは、医療というものをシステムにするということは、おのずと

そこでは小回りのきく運用あるいはチームプレー、こういうものが要求されてまいります。大きな組織はそれだけ安定やということも一方では言えますけども、やはり小回りのきく企業ということになりますと、あるいはそういう能力を持ったチームということになりますと、常に地元において、地元からそういうような技術を自分らなりにも拡大していき、レベルアップを図り、さらにそういうものの中で今のこの日進月歩の医療システムというものに対応できる、こういうようなものを育てていく、あるいはそういう中に参入していただいて、我々と一緒に仕事をしていただくというような形の中で我々自身も一部育てるという義務が、参入していただく以上はあるというように考えておりますので、そういうところは十分今後検討し、そういうような方向でうまく推進するように考慮するというところで、現在は進捗しているということでもあります。

○14番（牧 義信君） まあ、そら期待だけは持っておきたいと思えますけど。

次に、両病院の運営方式の問題についての形をこうするという結論が報告をされたんですが、ちょっと気になるんですけど、まずこの協議ですがね、協議会のメンバーってというのはどういう人たち、まあ、せめてリストぐらいはちゃんと報告をしたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） 県、市で申し上げますと、まず特に人事財政部門、ここの担当部署からそれぞれ職員が参加をいたしております。

それで、県、市人事関係財政部門、若干組織が違ふところございますけれども、県、市それぞれ総務部の副部長、そして財政人事、ここの担当課長、こういうところが中心になっております。

そしてさらに、両病院事務局の事務長、そして病院組合の方では、ここにおります重立ったメンバー、こういうところが参加して、この整備運営協議会が構成をされております。メンバー表ございますので、またお返しをさしていただきたいと思えます。

○議長（元木益樹君） 今あるんですか。メンバー表はすぐ配れますか。

（「あるんやったら、回して」と言う者あり）

配れる。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） はい。

○議長（元木益樹君） じゃあ、配ってください。

○14番（牧 義信君） ちょっと今のメンバーの中身からいうたらですね、今後の移行期間の中の病院運営方式で考えられる、ちょっと実務的な問題の検討協議会みたいな感じがうんとするわけですけど、このことでええのかという問題で、今一番の心配っていうのはね、これからあと2年間になったときに、片一方ではPFIの議論をずっとやってきたから、建物の建設はずっとこう進みますわね。建物っちゅうのは突貫工事やったって、そこそこはいくわけだけど、問題はその病院にふさわしい医療の質を持った医療コア部分をどういうふうにしてつくり上げるかということが一番の課題ですわね。

つまり、例えば地域医療の支援機能を持つということからゆったって、現状の県中と市民の能力とは違った能力をね、求められてきてるわけでしょ。つまり、何で統合するのかのそもそも論との関係で言えば、横並びの同じような病院じゃないものをつくるということ片一方では横並びの部分の中からつくっていかなきゃならない。それができなければ、本来統合する意味もなければ、こういう病院をつくる必要もないわね。それを2年間でやっていくとすれば、例えば現状のメンバーの中で求められる、例えば質ってというのはどういう目標が要るのか、またそこに欠けている診療体制や医師はどうか、またそのためのシステムはどうかという一番の基本の医療の中身よねえ、そのところは一体だれが検討してどういうふうにして示してるのか。さっきの協議会のメンバーで言うと、妙に実務的部分の検討という気がしてしょうがないんですけど、その点はどうなんですか。

○管理者（高橋淳一君） 15年度、16年度、それで17年のその3月の開院に向けての課題があるわけです。それにつきましては、スケジュール的に大体の整理はしております。で、今年度は、この整備運営協議会の中で、例えば今御説明をしました一体運営の方針、これをまず決めないと次のステップに行けないわけです。ですから、こういう考え方で進めていきたいということで皆さんの御理解もいただいた上で、こういう方針で次のステップへいきたいと。

次のステップといいますのが、先ほど御質問にありましたような医療体制の整備でありますとか、運営の移管後に発生した費用の処理の方法でありますとか、いわゆる財政的な問題、それから新病院までの負債の処理の方法でありますとか、両病院の診療情報データの扱いとかいろんな課題がありますので、それにつきましては順次取り組んでいくと。

それで、医療のコアの問題につきましては、今のところ、担当理事の方が中心になって、両病院の院長と話を進めておるという状況でございます。

○14番（牧 義信君） 今、メンバーを見せていただきましたら、この協議会の中には瀬戸山理事は入ってないわね。つまり、この協議会というのは、やっぱり今言うたように、さっき言われた人事、財政その他の部分の問題の検討という、これはこれで要ると思うんですが、片一方では人事、財政云々かんぬんの問題もよねえ、必要な医療の機能をどうつくるかということとセットのはずじゃないですか。つまり、どのような医療をどういうふうに県民に提供していくのか、簡単に言えば、紹介率を当面60%、80%こう行くとしますわな。現状では、県中、市民あたりが30%やとすると、2年後にはその60までということになってきたら、それはどうするかっていったら、現在の県中・市民がそこへ向けて、医療の中身で勝負してそこ持ってかなあかんということでしょう。となってくれば、そこに紹介するほかの病院との関係でもやね、現状の移行段階の中からやはりほかの病院が持っていないような高度な特性や中身をきちんとつくっていくという医療の問題にかかわってくるわけじゃないですか。つまり、17年の3月段階からスタートをしていくための移行そのものの問題も、人事やその他の問題も基本のところはどうかということがなかったらね、そ

れはちょっとそう簡単には出てこないんじゃないですか。そこはどういうふうにお考えなんですか。

○管理者（高橋淳一君） その診療体制というのはですね、いわゆる医療センターとしての高度医療を提供する機能、ここにかかってくるわけですから、例えば現在県立中央病院で行っておりますがんセンター機能でありますとか、母子医療センター機能、それから地域医療センター機能、こういった担当病院としての機能がございまして、それに総合診療科を設置するなど、それから母子医療体制、そういったものの機能をどういうふうに確保していくか、それが16年度に実践をすべきものです。

それから、市民病院におきましては、救命救急センター機能、それから循環器病センター機能、そういった機能の確立に向けまして16年度にどう実践するか、ほんでそのためには15年度にその体制をどのようにつくるかということで、今議論をしておる最中でございます。

○14番（牧 義信君） つまり、そしたらその医療コアというか、基本的な役割部分の問題の検討という部分は、別途にそういうものをきちんとつくってやっていくってことですね。つまり、今のところ、院長予定者と院長が話をしゅうってということやけども、その検討の体制をつくるということなんですね。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） そういう意味では、今メンバー表をお回した分につきましては、実質上、両病院一体化するための事務的な整理といたしつつ、議会に議案として提出する事案もございまして、また経営に関する等々の問題もありますし、一方で職員の身分に関するところもあります。そういうことで、ひっくるめて言うと、その事務的なところ、膨大にあると、そういうことで医療コアと一たん関連はするものの切り離して、そういう専門職員で検討しようということそれぞれ検討いたしておりますし、このもとにそれぞれの分野でまた分科会を設置し、検討してるという状況です。

それで、今御指摘のところの医療コアの部分でございましてけれども、1つは、週に1回、両病院の院長先生、また看護のトップ、そして事務局、これら一堂に会しまして、瀬戸山理事のもとでさまざまな医療コアの課題について協議をしておると。

また一方で、先ほど6局のうちの3局のリーダー、もしくはこれに準ずる方の採用の件につきましても御報告をさしていただきましたけれども、その並列で医療局、この件と、ここが特に医療コアの中核をなすという意味では、この実際具体化するっていうところが肝要になってくるというふうに考えておるところでございましてけれども、その具体化につきまして、先ほどから管理者が申しあげましたように、瀬戸山理事を中心に両病院長、ここと具体の検討をしておると。そして、この検討状況につきましては、大体夏ごろ、これをめどにまとめ上げていきたいというところ取り組みをしておるといって状況でございます。

その詳しいところにつきましては、瀬戸山理事の方からお話しさしていただきたいと

思います。

○議長（元木益樹君） 瀬戸山理事、今説明しますか。

○理事（瀬戸山元一君） まず、医療のコアにつきましては、ずっとこれはもう検討を継続いたしております。つきましては、両病院の院長に集まっていたいて、三者協議を週1回どころか、毎日やるような形も今は起こっております、その中でまず17年度の診療体制をどうするのか、これは機能計画図に公表さしていただいたこの診療科に準じて体制づくりを考えています。つきましては、現状、15年度の両病院の現状というものを詳細検討させていただきながら、今先ほどこの協議会の方で方向づけをいただきました16年度の一体運営に向けて、どういう診療科をどうするのか。すなわち、両病院に同じ診療科が存在しています。それを一体化に向けるのか、両病院で持つのかと、こういう検討もしまして、実はこれは派遣大学、ある意味でそこで働いている医師、医師だけでなく今度は看護師と他のメンバーの人事についても、これは異動という問題が起こる可能性もございます。そういう検討を今しているというのが現状でございます。

○14番（牧 義信君） あのね、今、瀬戸山理事が言われたことの問題がね、やっぱり僕らにも、また県民にも十分見えてないっていうのが一番不安なんです。つまり2年しかない。言うたように、その単に建物をつくるのならできらあ、けど本当の中身つくっていったときに、その中身がどういうもんになっていくかっていうことをどんどん議論しながら、何が足らず、何かを高めなきゃならんかという、そのこの整理をした上で、言うたら、あと人事や体制問題、銭の問題というふうにこう考えていかないと。だから僕は、これ順序を逆とは言いませんけどね、そのこの点が一番不安なんです、そういう方向っていうのをもう少しきちんとした方向で報告をするなり、さっき夏って言われたけど、そのこの議論がまず要るんじゃないんですかなあっていうのが一番知りたいっていうか、不安なところですけど。

○管理者（高橋淳一君） 確かに、今我々内部でも議論をしてる最中でございます。ほんで、並行的に行っておりますけど、なかなかまとまらないというか、方向づけがまだこう議論されておるといふ最中でございます、これは夏ぐらいに基本的な部分、枠組み、そういうもんはきちんとしないと、9月、10月ごろの予算づくりにも全く取り組めないということになりますので、それまでにはきちっと明らかにして、また定例会の方へはきちんと御報告をさしていただくというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○14番（牧 義信君） まあ時間とってもいけません、じゃちょっと、この協議の結果として16年4月から、いわゆる廃止方式ですわな。結局のところ、こういうふうにしたのは何かっていうことの説明。というのはですね、本来からいけば、この2年間の準備期間の中で中身をつくっていくんだとすると、一体的運営の状況っていうのは、これ本当にせっぱ詰まった状況に来てると思いますよね。で、そうなってくると、極端な言い方をすれば、本来16年4月から身分的にもきちんとやって、割愛なら割愛でとかという方向もま

ともに検討されたのかどうか。さっきは経過措置だという言い方をされたけど、非常にある意味で中途半端やないかというねえ。両方からの派遣ということになってくれば、例えば本当の意味での人事交流、一体となった形ができるのかできないのか。身分的に見ても、両方の格好を持ったままのことでの一体運営という点で言うと、なぜこういう方式にいったのかということが、それは確かに理想はこうだけでもこうだという、あるかもわからんけどね、もう少しちょっと説明する必要があるんじゃないと思うんですけど、どうなんですか。

○管理者（高橋淳一君） その議論につきましては、県、市、我々三者でもう激論がありました。それで、県の言い分は、やはりもう16年4月割愛という方針を我々に言ってきました。で、市の方は、まだそこまできつい話はございませんでした。ほんで我々はそうじゃないと。それは、割愛は17年3月、割愛をしてもらいたい。なぜかという、やはり今高知医療センターに一本化して施設も向こうへ移った場合には、当然それは皆一緒に働くわけですから、新しい基準を、組合の基準を適用してやっていけるわけです。

ところが、来年度、中央病院、市民病院を廃止しましても、実際に勤務する場所というのは今の県中、市民の病院になるわけです。そうしますと、結局一つの組合立の病院とはいえ、勤務はそれぞれ別々に、別々の場所ですと、そしたら、勤務実態もほとんど変わらない中で、それをそのまま割愛という新基準を当てはめるというのは、これはちょっとやる気もなくなっちはいけないし、やはり円滑に移行していくということを考えれば、これはやはり派遣でやる方が職員さんにとっても、また熱意を持ってやっていただけるという思いもあってですね、我々が県、市にお願いして、こういう方向で一応決着を見たということでございます。

○14番（牧 義信君） そうすると……

（「まあまあ、今からやるっちゅうから、余り……」という者あり）

それで、激論をやった結果だと思うけど、ちょっとやっぱり気になってんのは、最初のことに戻るけど、夏までにということの問題が当議会にも報告をするという話ですからあれですが、やっぱりその基本を検討することの組織をどういうメンバーでどうやっていくか、いう過程の議論もきちんとやっぱり報告をしてもらいたいし、やっぱり一番県民が知りたいのはそこやと思います。ほんまにできるかやと、中身づくりがやね。という点だと思います。

ちょっと気になるのが、この間、日経新聞の5月13日に記事が載ってまして、瀬戸山理事が語ってるんですが、その中で記者の目というのがあってね、これは記者が書きちゅうき、記者の話なんだろうけど……

（「それは記者の話」という者あり）

全権委任で招聘されたはずが、蚊帳の外に置かれる局面があるという、あるというというのは、これは記者が書いてるから記者の記事なんだけども、いうと言ったのは瀬戸山

理事が言ったということの記事の中身になってるんですけど、本当にそのところでどうなんやというのは、ちょっと正直言ってそれぞれの側から一言ずつばあは聞いちょきたいと思います。

○理事（瀬戸山元一君） 私の記事ですので、私がお答えすることが一つの方向だろうと思います。

確かに、そういうものがあって誤解を生じた方、県民、市民の方々に御迷惑をかけたことについてはおわび申し上げたいと思います。

ただ、私がそういうふうに言いましたということではなくって、昨年までそういう状況は確かにあったことは事実ですが、4月以降——今は、幹部会、毎週一回検討し、病院組合の中で十分検討いたしております。つきましては、その中で両病院入りまして、その中で医療体制を構築しておるということで、今一枚板で進んでおるということですので、御報告を申し上げたいし、それについて県民、市民の方が一部誤解があるならばおわび申し上げたい、こう思います。

○管理者（高橋淳一君） 我々組合の執行部の問題でございますので、これにつきましては、私4月に就任して以来、もう皆で協議し、きちっと議論をして、共通の認識の上で物事を進めていくということで取り組んでおります。

で、この新聞に書かれておる記事は、前回の2月の議会の状況で書かれたようにも聞いておりますので、4月以降はそういうことはないというふうに御理解をいただきたいと思います。

（「そうですか、はい」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） よろしいですね。

○7番（坂本茂雄君） 多少、牧議員のこれまでの話とも関連しますけれども、医療コアの中身の議論が、先ほどの話で夏ごろにまとめるっていうことですが、それでその一方、両病院から医療センターに派遣される職員などについて、きちんとした労働条件等が定められていくのかどうかということですね。結局、これまでいろいろ記録などを見ても、先ほどから言われているように、医療センターの医療コアの中身が余りにもはっきりしないから、いろんな面で混乱を来しているという部分があると思うんですよ。これは、なぜ夏ごろまでかけないところまで議論ができてこなかったのかというその問題を、きちんと明らかにしてもらいたいというふうに思います。

で、それと関連して、この両病院を来年の4月に廃止して、施設はそのまま活用するということですが、そしたら16年度における赤字などが生じた場合に一体これはどこが負担するのか。例えばもう両病院は廃止しているわけですから、病院組合が、市民病院なり、あるいは中央病院なりで生じた赤字については、病院組合が負担していくのか、その辺についてどういうふうに考えられているのかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。

それと、病院職員の身分について、来年4月からの派遣、さらには2月28日付で退職し、割愛採用するということについては、労働組合の方と議論が尽くされているのかどうかということについてもお聞きしておきたいと思います。

それと、ここでやめたら、また質問する機会がしばらくないかもしれませんので、ちょっと私が考えていることを幾つか質問させてください。

採用試験案内の中にありますけれども、この中でそれぞれの職種の受験要件の中に、学会または協会の役職経験を1年以上有すると、こういうことを要件につけることは可能なんですかね。例えば、協会の役職員をしてなくても優秀な方は幾らでもいるでしょうし、そういうことを別に好まなくて、常に医療の最前線で頑張られておられる方もおるでしょうし、このことを受験要件につけることが、いわば人を雇用する場合に可能なのかどうかということについて教えてもらいたいと思います。

それと、資料の4にありますけれども、この選定状況の中で1ページの②、受託企業及び地元企業の採用状況というのが数字はありますけれども、この企業名、これは企業名も明らかにできないのかどうか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。ぜひ明らかにしていただきたい。

それと、今後、それぞれの受託企業等の採用とか、そういったことを医療ピーエフアイホームページで明らかにしていくということですが、これは採用する業務内容、時期などについてのみ明らかにするのか、あるいは採用後の先ほど言いました例えば企業名、そういったものもすべて採用後には明らかにしていくのかどうかということについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます、とりあえず。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） 大きくは6点の御質問だったかと思います。それで順が若干変わるかもわかりませんが、お許しいただいて順次お答え申し上げてまいりたいというふうに思っております。

まず、16年度病院組合立に両病院にした場合の赤字負担、これどうするかというのが1点ございました。ここにつきましては、先ほど申し上げませんでしたけれども、両病院の運営方式について整備運営協議会、牧議員の御質問に対して事務的整理というふうにくくって申し上げたわけですが、そんな中で分科会ってということも申し上げました。まさに、この16年度赤字が生じた場合はどうするかといった観点、これにつきましては、その分科会でもって検討してまいりたいということで、今検討を始めておるところでございます。といいますのが、新病院開院までに両病院で生じた赤字につきましては、構成団体の負担という了解のもとにこれまで参っておりますけれども、16年度からこういう方式にいたしますと、そこが若干イレギュラーな形になるということで、ここは詰める必要があるだろうということで、そういうことで検討をしておることが1点でございます。

それから、割愛について議論が尽くされているのかといったところでございますけれど

も、13年の2月だったと思うんですけれども、新病院、これ開院したときの職員の身分、勤務条件、そして給料等々について病院組合の方から提示を労働組合の方にいたしております。その後、順次自治労県本部を窓口として交渉を積み重ねてまいっております。そうした中で、まだ合意というところまで至ってないわけですが、ここで申し上げるべき内容でないかもわかりませんが、御質問の趣旨から見まして、お断りして申し上げますけれども、そういう経過の中でこの6月じゅうには何とか大綱的にお互いに合意をしないと、そうしないと、一方で職員の意欲の問題、また直接的な身分等々にかかってくると、こういうことでお互いに合意した上でより県民、市民への新病院の役割、これを具体化していくためには必須だということ取り組みをしてまいっております。

それから、なぜ今まで医療コア等々、夏ごろまでできなかったかっていう、その経過等々を明らかにしてほしいということでございますけれども、これにつきましては、これまで冒頭に管理者、あいさつの中でも申し上げましたけれども、昨年、両病院のカルテ、これについては統一をいたしました。また、その運用を今現在統一化のもとでやっておりますけれども、そして今年度から両病院、それぞれの機能、これを特化した形で、これも申し上げましたけれども、中央病院の方には総合診療科、また市民病院の方には救急科等の神経外科というのをことしから設置をし、そして新病院の開院に向けて、いわば順次レベルをアップしていくというような取り組みをいたしております。

そういう取り組み、これらがもっと基本のところ、どういいますか、全般的にお示しをした上で、そして今回ここをこうやっておるといっていいければ、もっと御理解をいただけたかというところがあるんですけれども、まさに牧議員の御質問にもありましたように、そのあたりにつきまして、今人事なんかとも絡ませながら構築をしておるといって、決してこれまで手をこまねいておったものではなく、順次してきたけれども、そのあたりがまだ、すべてが整ってなかったというふうなところで、そういう受け取りをされたんじゃないかというふうに考えております。

それから、学会の経験等、これを職員採用の条件につけるのはどうなのかっていうところでございますけれども、新病院の職員数、おおむね700人前後を想定いたしておるわけでございますけれども、そこが6局を中心に運営をされるわけです。そしてその6局、これのリーダーということ言いますと、かなりレベルの高い方が求められると。実践的な仕事はもとより教育関係でありますとか、幅広い知識、経験、これが求められると。こういうところから我々としていろんな内部で協議をした結果、やはりこういう学会での経験——新しい病院にセンター構想ということ打ち出しておるわけですが、病病連携とか、病診連携、こういうことも実施していく上ではそういう人材が必要だろうということで、こういう条件をつけたということでございます。

それから、受託企業の企業名を明らかにせよと、するのかどうかのなにかという御質問があったわけですが、これについては、我々病院組合の方に定期的に報告もいただいております。

P F I の場合、透明性というものも一つの原理原則でございますので、これは明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今手元にはございませんので、これにつきましては、また別途、議員の皆様方に配付をさせていただきたいというふうに考えております。

また、最後でございますけれども、業務内容、時期等々、これについてホームページ等で明らかにしていくわけですが、採用された後の掲載の仕方、これにつきましても、今申し上げましたような基本的な考え方をもとに、できる限りホームページには掲載をしていくということで、ただこれホームページが我々のホームページでございませんので、ピーエフアイ株式会社の方に要請をしてまいりたいというふうに考えます。

○ 5 番（楠本正躬君） 県民、市民が素直に不安を感じていることから入らしていただきたいんですが、1つは、本当に高度医療の——医療コアを含めてですよ、高度医療のシステムが構築できるのかという多くの市民から不安の声が聞こえるんですよ。

それで、今まで示してきた648床のベッドを持ってですね、高度医療をやっていくということになってきますと、医療スタッフも質の問題もちろんなんですが、要するにベッド稼働も含めて、経営の問題も含めていきますと、相当紹介型の内容の高い、つまり医療スタッフとして本県が完全完結型の医療システムをつくる前提で考えたときにですよ、紹介が相当なければ不可能ですよ。一般外来だけでそういうことは不可能です。ところが、実際に県の医師会なり市の医師会と本当に組合が詰めてるのか、そういう学閥も含めて相当言われてる現場がありますね。そういう状況で本当に60%をそれを80%にしていくという、そういう紹介型の病院が、後方支援病院ができるのかというと、どうも全く手がついてないんじゃないかっていう声が1つは聞かれます。このことについてどのように考えてるのかお聞きしたいと思います。

それから瀬戸山理事にちょっとお聞きしたいのは、実際、一般病床で600床ぐらいですよ。それを稼働させていくってということで、在院日数が高度救命病院ということになると17日以内ですよ。そうすると、最低ですね、毎月1,200人の患者のローテーションを組めないと回らないということなんですよ。そのことを想定したときに、実際、これ可能な数字なのかということも含めて、瀬戸山理事にお聞きしたいと思います。

○ 理事（瀬戸山元一君） まずは、2点目の方からお答えさせていただきますが、一般病床は高知医療センターでは590床を考えています。で、プラス50床の結核病床と8床の感染症病棟と。590床すべてを急性期に回しますかっていうことですが、そうすると、その中で救命救急病棟、これがICU、CCU、NICU等々の救急における、あるいはいわゆる高度医療についてのものは、できれば空床にしておくことが条件になりますので、

一般病院との平均在院日数をそこまで含めていくってということでは考えにくいと思っております。

ただ、それ以外の病床につきましては、おっしゃるとおり、平均在院日数は、できたら17日よりもシビアに考えてもっと短く考えるべきではないかなというふうな考えを持っております。

そのためには、御指摘のように、1点目になりますが、平均在院日数という問題だけではなくて、地域医療支援病院、これは現行では紹介型、80%の紹介率を持ってという問題の中で、今後取り組んでいくというよりも、外来から入院医療にシフトを強くするということが考えられる。それについては、これは先ほどの御指摘の方でございますけれども、鋭意取り組んでいく必要があるということでございます。できれば、開院時にそういうものが申請時の——実際は申請は高知医療センターが開院してからでございます。そのときに60%の紹介率があるということの条件の中で申請できるということですので、これはできるだけ早い時期にそういう申請できるような体制を持ち込んでおくということが条件、というふうに私たちは考えています。

で、につきましては、医師会との話し合いでございますけれども、これ1点目の話ですが、県医師会、市医師会とは一応定期的とは言いきれない面もありますが、休みもございまして、定期的にはお話し合いをもう続けてまいりました。医師会と話し合いをして、一応統合病院に向けてのいろいろの合意はできております。ただ、決定を起こす問題にはなかなかならないし、もう1つは医療審議会等における上程事項でもございますので、それらについても今後積極的に取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

○5番（楠本正躬君） 管理者にお聞きしたいんですが、結局ね、この高度医療を医療圏域を県内に分けてですね——分けてますね。医療圏域を分けて、それで医療政策をそれぞれ圏域ごとに目標達成を決めて、県政の医療政策として進めてきましたよね。今回、この高度医療のこの医療センターは一極集中なるわけですよ。そうするとですよ、県内の圏域ごとの医療政策がどうあるべきかっていう話——医療政策が、まず明確に出てこない、この病院の経営は難しいじゃないですか。ここが、県政の課題として、医療の政策の見直しの問題についてはどのように議論されてるんですか。

○管理者（高橋淳一君） 医療政策として今決定されてるもんが変更になるとか、それ我々がどうこう口挟むとかという状況に現在はありませんが、今度、この病院についての医療審議会が行われると思います。時期はちょっとわかりませんが、そういう中で基本的な県の考え方はきちっと説明をいただくようには考えております。

○5番（楠本正躬君） いや、その県の考え方とかなんとかじゃなくてね、一番大事なことは高度救命なんですよ。これだと高度救命の医療っていうことになると、圏域関係ないです。ところが、実際県内における医療のあり方問題で県が指導してきた。例えば、日赤に救急を特化して対応しましょうっていう話も含めてね、それぞれ医療機関、機能に責

任を持たしてやってきたって話を見直していかないかん話なんですよ。そのことの手だてが十分できちゅうかっていうことを僕は聞きゆうわけですよ。

○管理者（高橋淳一君） そのことにつきまして医療審議会へかけないかんがですけど、我々が県の医療政策へ勝手にこうするという考え方は言えないわけなんですけど、今考えておりますのは、大きな枠組みの中では、やはりうちの医療センターは全県対象にやろう、特に災害なんかの救急ですね。ヘリも飛ぶわけですからそういう広域搬送の部分がありますわね。そういうのは多分機能的にはうちだろうと。日赤なんかの場合には、やはり市街中心にやっていくんではないかと。それも3次救急がありますし、特に民間の通常の救急もあるわけですから、その辺のいろんな御意見もたくさんあろうかと思えます。その辺も踏まえてきちっとどう対応していくかはこれから審議会での議論もあると、そういうふう考えてます。

○5番（楠本正躬君） いや、これまでの議論からすると、管理者の話はおかしいですよ。相当ずれてます。

高度救命救急センターとしての機能を医療センターが持ちますと、そのための今までの県の日赤に特化した話も含めて、センターに集中するように方針をお願いして、そこに認可を受けてやりますと、そのために在院日数なり、紹介型の紹介パーセンテージを示してきた経過があるんですよ。だから、それでいくとおかしいんですよ、今の管理者の話。そういうレベルの話じゃないんですよ。

だから、そういう救急を災害だけじゃなくて、あらゆる高度な医療も含めて、センターに集中してもらわないかんというシステムをつくらないかんけども、今のような状態で悠長な——県・市病院の医療スタッフだけを一つにしたら、いい病院ができるじゃいう話は市民、県民は何も思うてないんですよ。それ、本当に高度にできるような状況で、紹介型が本当に積極的にできるような信頼関係が地域の医師会なり、県政の課題として整理されちゅうかというたら、全く議論されてないんでしょ。そこを僕は心配しゆうがよ。多くの県民はそれを心配してるんですよ。そこはどうなんですかっていうことを聞いているんです。

○管理者（高橋淳一君） ちょっと私の認識が間違ってたかもわかりませんが、やはり高度医療システムを構築していくという場合には、医師会、そういったところの御協力というものはそら不可欠なわけですから、今まで一定——まあ二、三カ月に1回ですか、医師会とは話し合いもしてきてますけど、さらにこれからは密度を上げてお話をしていくということを考えてます。

それから後は、済いません、副管理者の方からちょっと説明を……。

○副管理者兼事務局長（山下 司君） 幾つか御指摘あったと思うんですけども、基本的に確かに悠長なことを言っておる時期じゃないと、こういう認識のもとで一気に高度救命救急のところまではいけないだろうと。そういうことで今般、この4月から市民病院の方に新たに救急科を設置して、そしてここで、まあ言葉は違うかもわかりませんが、

準備をしながらステップアップを図っていこうというふうに考えたところでございます。

そういう実践と、一方で県全体の医療政策、こことの整合性みたいなところは当然図っていかないかんといいるところで、県の担当部署、ここと話をしていく。また一方で県医師会、市医師会、ここともそういうところの胸襟を開いた話、これをしながら新病院のスムーズな開院につなげていこうと、そういうことでなければ、一人高度救命救急センター、こういう機能になってやりますと言っても、絵にかいたもちに終わるわけですので、そういう意味では、そういう地道な活動を、今まさにきっちり積み上げてやっていこうということで、取り組みを一方でいたしておるところです。

○5番（楠本正躬君） それじゃあ、その17年4月の開院時期には県民、市民が期待するような高度救命救急センター的な医療はできない、こういう解釈でいいですね。

（「そんなこと……」という者あり）

いやいや、今の話だとそうですよ。手順からしたらそういうなかなか一挙にいかんから、この、16年度中はそういうことでしょ。

○理事（瀬戸山元一君） 今のは、我々がそういう検討をいたしておりまして、できますれば、17年3月1日は新病院——医療センターオープンの予定ですから、そのときには救命救急センター機能として県民の御期待にこたえるようなものにしたいと、またしなくちゃならん、こう思っています。

ただ、救命救急センターは、これは自分たちが名乗るわけではございません、認可でございますので、そういう実績を踏まえた中で許可をいただくことになります。高度救命救急センター機能といいますのは、現行では救命救急センターとして運営をさしていただき、その実績から、今度は高度救命救急センターということになりますので、一応オープンと同時に高度救命救急センター機能としてのことをやらさせていただきたい。

それにつきましては、救命救急センターというのは、大きく2つ使命がございます。1つは、頭部外傷を含む脳血管障害、急性も含む、これ1つです。もう1つは、急性心筋梗塞を含む循環系疾患、これに対応することが、今の高度救命救急センター、3次救急として、これは義務づけられています。

高度救命救急センターといいますと、それに加えて3つの機能が加わります。1つは急性中毒でございます。サリンとか、カレー事件等々のああいう急性中毒に対する対応をやるのが1つ。1つは、高範囲のやけどに対応する。これは非常に大変な問題ですが、非常に広い範囲の熱傷、やけどに対応するということです。3つ目が指肢切断の再接着率を積極的にやるということなんです。指を落とした、足を落としたっていうときに使う、対応する。

この機能を高知医療センターオープン時にでき得るような体制をつくるということで、先ほどの御質問に答えたように、今検討をさせてもらっているということでございます。ですから、3月にはそれができるような体制を組むべきだというふうには思っております。

ので、御安心いただきたい、こう思っています。

○5番（楠本正躬君） いや、あのね、実際に瀬戸山理事がそういう判断をするっていう話になれば、一つは医師会の問題、もう一つはどのようなドクターを確保するか、という重要な問題があるんですよね。そういう見通しがはっきりあって言われてるっていう話だったらいと思うけども。今の状況は、日赤側から言わせてもろうたら、うちが高度医療を指名されてきたんだから、それをのけるんだったら、それなりの理由をつけてくださいよという話だから。今、ほんで認可だから認可を受けるために努力するっていう話だったけど、当初段階ではできないっていう話とイクオールになっていくから、だから今聞いたわけなんですよ。そらそれで考え方ですから、今の段階で結論を出せる話じゃないと思いますけども、ただここで指摘しておきたいのは、医療コアの問題も含めて、非常に悠長な、もう日、時間がない。取り組みが非常におくれているっていう状況の中で、県民、市民がその不安を抱いちゃうっていうことは事実だと思いますから、その解消に向けての努力をひとつお願いしておきたいっていうことと、もう一点、その医療コアの負担がどのくらいになっていくかっていう、つまり直営の部分ですから、これがどのくらいになるかによって、県民、市民はどのくらい自分たちが負担せないかんかっていうところの関心が高いんですよ。それを早くね、前から言ってますけども、8月ということをやらずに、早い時期に医療コアの分については、このぐらいの経費が要るっていう話を明確に打ち出して、委託の分についてはもう明確になってますから、それらをトータルして、県民、市民にどのくらいの負担が必要なんだっていう話を含めてね、整理ができるように努力していただきたいと思う、要請しておきたいと思う。

○理事（瀬戸山元一君） 前半部分をお答えささせていただきますが、再度ここで確認いただきたいんですが、高知医療センターが勝手に救命救急センターをつくるとかという話じゃなくて、私が着任する前の11年3月に出ました新病院、統合病院の基本計画にそれがうたわれております。それはこの議会でも御承認賜って、その中で、それに準じて私どもは今計画しておるものでございまして、それを今我々としては実現するような形で努力するということですので、そこのところはちょっと誤解があれば、それを解いていただければと思っています。

その中で、機能を高めていくと、実際にはセンターをとるとらんという問題につきましましては、認可でございますので、我々としてはとれるような形で頑張りますということですので、よろしく願い申し上げたいと、こう思います。

○7番（坂本茂雄君） 私も初めて議員になったわけですから、今まで審議の過程で議論されていることであれば、大変申しわけないんですけども、このPFIに投じる経費の問題、契約されているわけですからあれですけども、やっぱり中をもっと……。

私たち今までかかわってない人間にとってみたら、十分中身が本当に審議されてきたんだろうかと、その契約水準の中身がですね。例えば、職員宿舎等の本体以外の建設費なん

かの中を見てみると、ゲストハウスをつくると。何でゲストハウスなどというものが要らんかと、一般の県民が見たらそう思うと思うんですよ。大変な膨大な金を県費、市費を投じてやる中で、要らんものは要らんものとして節約していくぐらいのそういう慎重さがあるべきだったろうと思うんですね。で、きょうはもう時間がないようですからあれですけども、例えばそのゲストハウスなんかは、私は必要ないもんだらうと。それだけ外からスタッフをどうしても招き入れて対応しなければならなければ、それはそれでホテルへ泊めるなり、何らかの方法というのはあるだらうと思いますから、そういったことなども含めて、今後はもっと経費をどれだけ抑えていくかということなどについても十分な議論をさせてもらいたいと思います。

それに加えて、その収支見通しですね、さっき楠本議員が医療コアの部分にどれだけ必要かということをおっしゃったけども、ほぼ人数なども、必要スタッフの人数なども確定しつつあるわけですし、その医療局の中身が具体的になっていくこととなれば、それに基づいてもう一遍きちんと収支見通しを立ててもらいたいというふうに思います。14年に一度策定されてるかと思うんですけども、そういった関連のことがほぼ固まりつつあるわけですから、ぜひその点は要請しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（元木益樹君） 以上で質疑、意見を終了いたします。



閉会のあいさつ

○議長（元木益樹君） それではこれより管理者のごあいさつがあります。

管理者。

○管理者（高橋淳一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは監査委員の選任につきまして御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、今臨時会は、病院組合議会の議員選挙後初の議会でしたが、皆さん御多用の中御出席をいただき、十分な御検討をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

ただいま審議の中で数々の御提案、御意見をいただきました。これにつきましては、十分に留意をしながら全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、円滑な立ち上げに向けまして御指導、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（元木益樹君） これをもちまして平成15年6月高知県・高知市病院組合議会臨時会を閉会いたします。

午後0時05分 閉会

議 席 (案)

書 記

議 長 副議長

1 朝比奈		16 元 木
2 池 脇		15 水 口
3 今 西		14 牧
4 岡 村		13 樋 口
5 楠 本		12 西 森
6 小 崎		11 西 村
7 坂 本		10 武 内
8 下 本		9 高 野

15高病組第 30 号
平成15年 6 月 6 日

高知県・高知市病院組合議会議長 様

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一

印

議案の提出について

平成15年 6 月高知県・高知市病院組合議会臨時会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第 1 号 高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての同意議案

平成15年6月高知県・高知市病院組合議会臨時会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第1号	高知県・高知市病院組合監査委員の選任についての 同意議案	同 意	15. 6 . 6

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

臨時議長
議長

議員

議員

議員